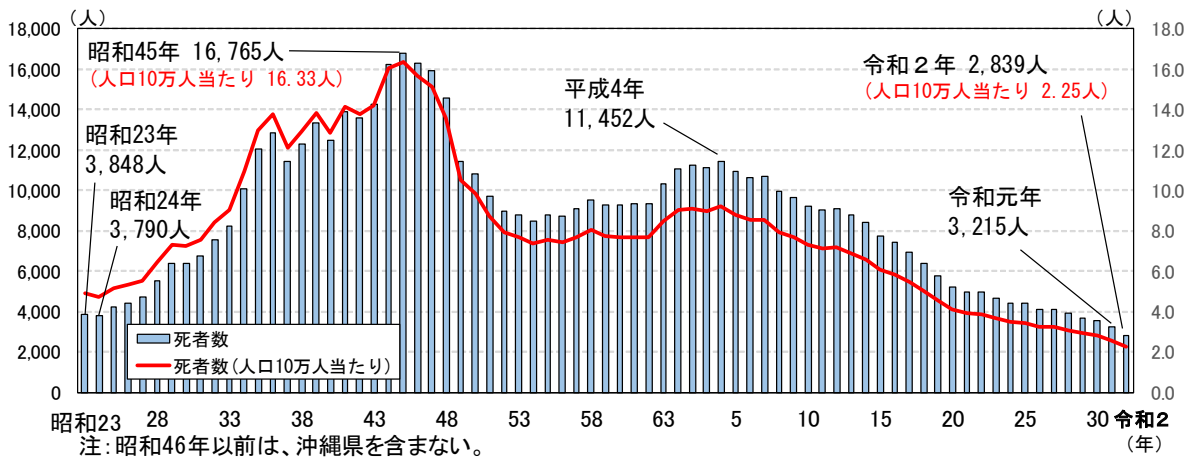


1. 令和2年中の交通事故死者数（24時間以内）

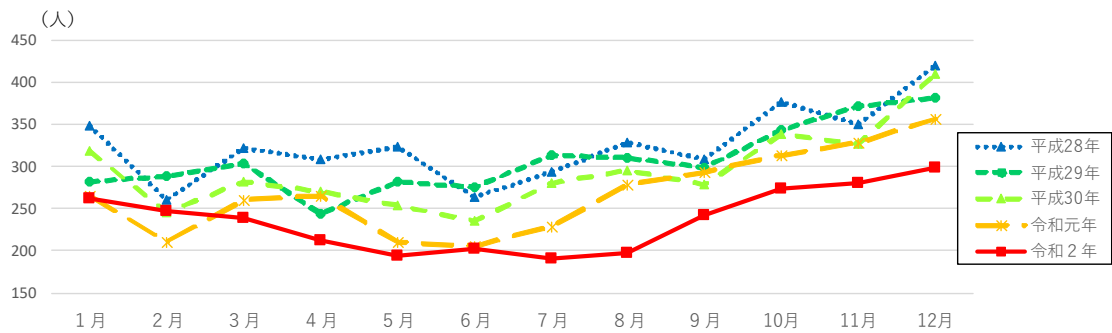
2,839人（前年比 -376人、-11.7%）

警察庁が保有する昭和23年以降の統計で最少を4年連続で更新し、初めて3,000人を下回った。

2. 交通事故死者数の推移（昭和23年～令和2年）



3. 月別交通事故死者数の推移（平成22年～令和2年）



年	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間計	前年比
平成22年		393	354	368	356	380	357	409	438	415	469	426	583	4,948	-31
23		333	363	383	378	346	347	365	410	378	472	431	485	4,691	-257
24		326	325	342	341	310	302	347	392	373	440	435	505	4,438	-253
25		347	339	334	345	332	314	332	374	366	381	432	492	4,388	-50
26		355	307	311	313	322	317	325	301	345	400	377	440	4,113	-275
27		346	308	317	320	314	287	333	340	339	391	379	443	4,117	4
28		349	261	321	309	323	264	294	328	309	376	350	420	3,904	-213
29		282	288	303	244	282	276	314	310	299	343	372	381	3,694	-210
30		318	245	282	270	253	235	280	296	279	338	326	410	3,532	-162
令和元年		265	210	261	266	210	206	229	278	293	313	328	356	3,215	-317
令和2年		262	247	239	213	194	202	191	197	243	273	280	298	2,839	-376
	増減数	-3	37	-22	-53	-16	-4	-38	-81	-50	-40	-48	-58	-376	
	増減率	-1.1	17.6	-8.4	-19.9	-7.6	-1.9	-16.6	-29.1	-17.1	-12.8	-14.6	-16.3	-11.7	
	1日当たり死者数	8.5	8.8	7.7	7.1	6.3	6.7	6.2	6.4	8.1	8.8	9.3	9.6	7.8	

注 増減数（率）は、前年と比較した値である。

公安審査委員会は、令和3年1月6日、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき、オウム真理教に対する観察処分の期間を更新（3年間）することを決定（7回目）した。

※ 観察処分（団体規制法第5条）

過去に、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行い、現在も、団体の属性として無差別大量殺人行為の実行に関連性を有する危険性を具有している団体に対し、一定期間、当該団体の活動状況を継続して明らかにするための処分

1 決定の内容

(1) 主文の要旨

オウム真理教に対する公安調査庁長官の観察に付する処分の期間を更新（令和3年2月1日から3年間）

(2) 理由の要旨

- 当該団体は、依然として麻原彰晃こと松本智津夫が団体の活動に絶対的な影響力を有するなど無差別大量殺人行為に及ぶ危険な要素を保持していることが認められること
- 当該団体は、閉鎖的・欺まんの組織体質を有し、地域住民に恐怖感・不安感を抱かさせるなど観察処分によってその活動状況を継続して明らかにする必要性が認められること

2 観察処分の内容

(1) 公安調査庁長官に対する報告

3か月ごとに、構成員等の氏名・住所、土地・建物の所在、資産・負債等を報告

(2) 公安調査官による立入検査

団体施設に立ち入り、設備、帳簿書類等の検査を実施

3 備考

1月下旬、官報掲載予定

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 3</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への 対応について</p>	<p>令和3年1月14日</p> <p>警 備 局</p>
<p>1 感染者数【1月13日時点】</p> <p>(1) 国内における感染状況～297,315人（死亡4,145人）</p> <p>(2) ダイヤモンド・プリンセス号における感染状況～712人（死亡13人）</p> <p>(3) 世界における感染状況～91,133,618人（死亡1,945,631人）</p> <p>2 最近の政府の対応</p> <p>(1) 新型インフルエンザ等対策特措法（以下「特措法」という。）に基づく政府対策本部を設置（令和2年3月26日）。7都府県に緊急事態宣言を発出（同年4月7日）。緊急事態宣言の対象区域を全国に拡大（同16日）。同年5月25日までに段階的に全ての都道府県の緊急事態を解除。</p> <p>(2) 英国、南アフリカ等で、感染力が強いとされる変異株が確認されたことから、水際対策を強化（令和2年12月28日）。現在、152か国・地域に14日以内に滞在歴のある外国人の入国を拒否。また、全ての国・地域からの入国者に対し、原則14日間の待機等を要請。これらの国において発給された査証の効力を停止、査証免除措置を順次停止。</p> <p>(3) 緊急事態宣言を再度発出（1月8日から2月7日までの間、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県。1月14日に栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県を追加）。「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、対象区域の都道府県は、不要不急の外出・移動の自粛要請、飲食店に対する営業時間の短縮の要請等を行うものとされた。また、飲食店以外の他の特措法施行令第11条に規定する施設（ぱちんこ屋等を含む。学校、保育所、自動車教習所等を除く。）についても、同様の働きかけを行うものとされた。</p> <p>3 警察の対応</p> <p>(1) 長官を長とする新型コロナウイルス感染症対策本部に格上げ（令和2年3月26日）</p> <p>(2) 空港、医療施設等における警戒警備の実施</p> <p>(3) 繁華街等での警戒活動を通じた声掛けの実施と自治体の見回りとの連携等</p> <p>(4) 感染拡大防止のための取組の徹底</p>		